

岩倉市広告入り回覧板募集要項

1 回覧板の規格等について

用途	市からの公益的な情報を記載した文書等の回覧を行政区に依頼しており、各行政区に配付し、回覧をする際に利用する。
規格	・大きさ A4 サイズの書類をはさむことができ、一般的な郵便受けに二つ折りにした状態で入れることができる大きさのもの 縦 320mm×横 470mm程度(背幅 15mm程度を含む) ・材質、強度 ①雨や日光により著しく劣化しないもの ②回覧板として数年間の使用に耐えられる強度があるもの
綴じ位置	上部クリップ綴じ
デザイン	①回覧板表紙に「回覧板」、「岩倉市」の見出しを表示してください。 ②発行年月を表示してください。 ③岩倉市の広報枠を設けてください。 ④「この回覧板は、広告主の協賛により作成し、岩倉市に寄贈されたものです。広告内容に関することは直接広告主にお問い合わせください。」、「岩倉市が広告内容について推奨するものではありません。」を表示してください。
文字の色	任意
使用期間	令和5年10月2日(月)～令和8年3月31日(火) ただし、使用期間満了後、各行政区へ配布済みの回覧板の回収は行わず、引き続き使用できるものとします。
予定部数	600冊
納入時期	令和5年9月29日(金)
問合せ先	岩倉市役所 協働安全課 Tel0587-38-5803(直通)

2 広告掲載範囲

広告を掲載できる範囲は別紙のとおりとし、掲載位置及び面積は広告主の了承を得たうえで、無償提供者と市が協議・決定します。

3 広告内容

(1)岩倉市広告掲載要綱を遵守したものとする。また、次の内容については、広告掲載が望ましくないものとする。

ア 市の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

イ 販売・募集等の期間の表示があるもの

ウ その他市長が適当でないと認めるもの

(2) 広告主については、市内に事業所等を有する事業所を優先的に掲載するよう
をお願いします。

4 募集内容について

(1) 募集期間

令和5年1月4日(水)から1月31日(火)までとし、申込受付は、平日の午前8時
30分から午後5時15分までとします。

(2) 必要書類

ア 岩倉市広告入り印刷物、物品等無償提供申込書(要領様式第1)

イ 添付書類

(ア) 個人: 身分証明書

(イ) 法人: 商業登記簿全部事項証明書

(ウ) 納税証明書(未納が無いことの証明)

(エ) 会社概要を示す書類及び事業実績を示す書類等(任意様式)

(オ) 事業提案書(事業概要、納入までのスケジュール、広告の募集方法、自社の
の広告掲載基準、納入方法、問題発生時の対応等)

5 申込方法

(1) 持参又は郵送その他の方法により届いた応募者のみ受け付けする。

(2) ファクシミリやEメールでは受け付けしないものとする。

(3) 提出に要する費用は、応募者負担とする。

(4) 提出された書類は原則として返却しないものとする。

6 申込先

岩倉市役所 総務部 協働安全課

〒482-8686 岩倉市役所(庁舎6階)

岩倉市栄町一丁目66番地

7 選定基準

提出された書類に基づき、現実性、事業実績、提案のコンセプト、提案事業者の
信頼性等を総合的に評価し、1社(事業者)を選定する。

8 決定後の手続き

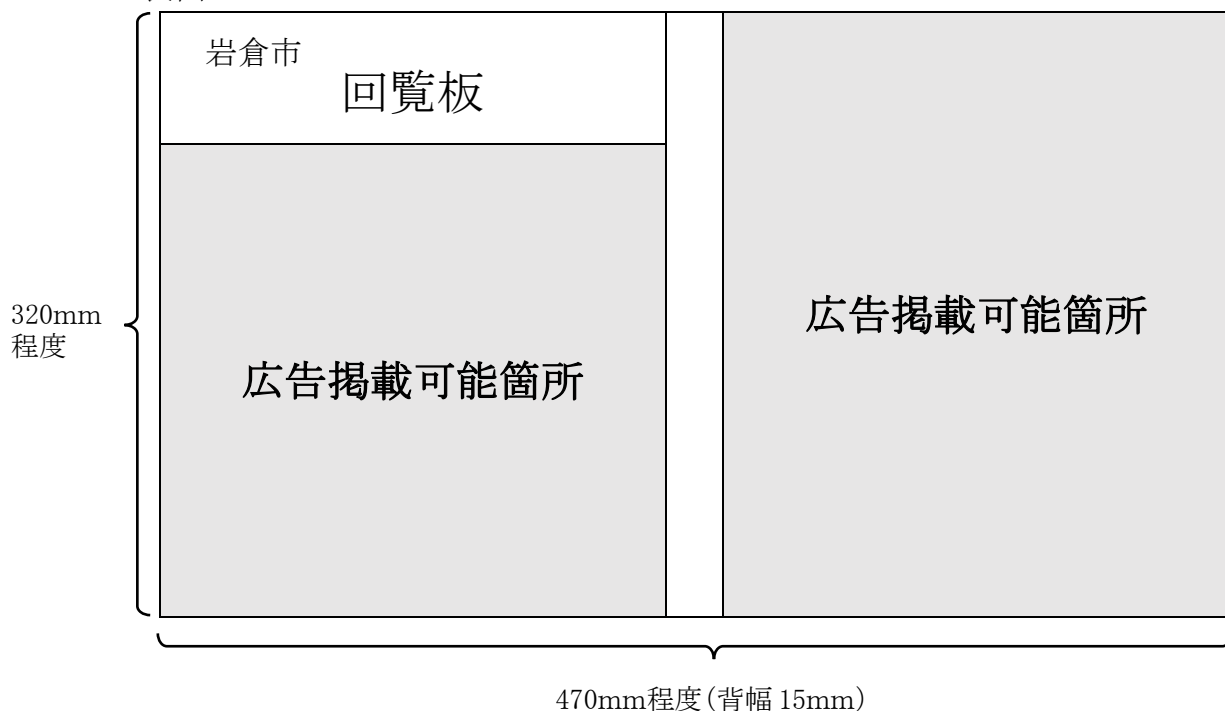
- (1) 決定通知は、全ての応募者に通知します。
- (2) 無償提供者と決定されたものは、速やかに確認書を取り交わすものとします。
- (3) 回覧板の広告内容を岩倉市広告掲載審査委員会に諮る必要があるため、デザイン案に、岩倉市が市税の納付状況を確認することへ広告主が同意する旨確認できる書類を添えて、提出してください。なお、広告主が市外に事業所を有する場合は、広告主から所在の市町村が発行する納税証明書を添付してください。

9 その他

- (1) 岩倉市広告入り印刷物、物品等の無償提供に関する取扱要領に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (2) 無償提供者選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

【別紙】※右開きを指定するものではありません。

・表面



・裏面

